

仕 様 書

環境政策局北部クリーンセンター

(担当 中島、松井 電話 873-3020)

件 名	京都市北部クリーンセンター貯水槽清掃業務
履 行 期 限	令和8年8月7日まで
契 約 条 件	別添 「京都市北部クリーンセンター貯水槽清掃業務仕様書」 のとおり

京都市北部クリーンセンター貯水槽清掃業務仕様書

第1 総則

- 1 本仕様書は、京都市北部クリーンセンターに設置する貯水槽清掃業務内容及びその他必要事項を示すものであり、本業務の実施にあたっては、常に注意を払いながら忠実に履行しなければならない。
- 2 受注者は、本業務の履行にあたっては、京都市契約事務規則並びに関係法令を遵守するとともに、本仕様書に基づき誠実に行うこと。
なお、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その決定に従うこと。
- 3 業務の実施にあたり、施設に破損等が生じた場合は、受注者の責任において復旧すること。

第2 履行場所

京都市右京区梅ヶ畑高鼻町27番地地内 京都市北部クリーンセンター

第3 履行期限

令和8年8月7日まで

第4 対象設備

名称		形式	外形寸法 (mm)	容量 (m ³)
第一受水槽 (2槽式)	No. 1	FRP製パネルタンク	3,000×4,000×3,000	52.0
	No. 2	FRP製パネルタンク	3,000×4,000×3,000	
第二受水槽 (2槽式)	No. 1	FRP製パネルタンク	5,000×2,500×3,500	87.5
	No. 2	FRP製パネルタンク	5,000×2,500×3,500	

第5 日程等

- 1 業務の実施日については、京都市北部クリーンセンター担当職員（以下「監督員」という。）と協議して定めること。
- 2 受注者は、業務の着手に先立ち、業務要領について、監督員と協議して承諾を得ること。

第6 業務内容等

第一受水槽、第二受水槽は、片槽ずつ清掃し、給水先が断水にならないよう作業すること。

1 清掃業務

- (1) 清掃作業は、別表第1を参考にして、水道法第34条の2第1項に準じて実施すること。
- (2) 清掃作業に用いる機材及び薬品類は、受注者の負担とする。

- (3) 作業衣及び使用器具は、貯水槽清掃専用のものを使用すること。また、作業に当たっては作業衣及び使用器具の消毒を行い、作業が衛生的に行われるようにすること。
- (4) 貯水槽内の照明、換気等に十分注意して事故防止を図ること。

2 点検・検査業務

- (1) 点検・検査は、別表第2を参考にし、水道法第34条の2第2項に準じて実施すること。その他、貯水槽の保全に必要な点検・検査を行うこと。
- (2) 検査業務の結果、修理及び部品交換が必要と思われる場合は、その旨を監督員に報告すること。

第7 業務主任等

- 1 受注者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第12条の2第5項の規定における「建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業」として都道府県知事の登録を受けた者であること。
- 2 受注者は、委託業務の技術上の管理をつかさどる者（以下「業務主任」という。）を定めること。
- 3 業務主任は、次の各項目に該当する資格要件を有する者とする。
 - (1) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」第28条第4号イの規定により厚生労働大臣の登録を受けた者が行う、貯水槽清掃作業監督者講習会の課程を修了した者
 - (2) 貯水槽の保全に関し、相当の経験を有し、かつ、熟知した者
 - (3) 貯水槽の構造・仕様を熟知した者
- 4 受注者及び業務主任の資格要件を証する書面の写しを提出すること。

第8 業務従事者

- 1 受注者は、業務の実施に必要な業務従事者（業務主任を含む。以下同じ。）を必要人数配置すること。
- 2 業務従事者は、次の各号に該当する要件を有するものとする。
 - (1) 貯水槽の保全に関する相当の経験を有し、かつ、熟知した者
 - (2) 貯水槽の構造・仕様を熟知した者
 - (3) 良好な健康状態である者
- 3 受注者は、業務従事者について、労働安全衛生法に規定する安全教育等を履修させること。
- 4 業務従事者全員のふん便検査成績書の写しを提出すること。

第9 業務管理

- 1 業務主任は、安全管理、災害予防に万全を期すよう留意すること。
- 2 受注者は、業務現場においては整理整頓を行い、必要に応じ保安設備を設けるなどの措置を講じ、事故防止に努めること。
- 3 受注者は、業務の実施に伴う災害及び公害の防止について関係法令に従い、適切に処置すること。

- 4 万一、災害が発生した場合、業務主任は、速やかに適切な処置を講じるとともに、被害状況、原因及び対応を監督員に報告すること。

第 10 業務の実施

- 1 受注者は、業務の履行に先立ち貯水槽の現況及び仕様書に基づく業務内容を業務従事者に周知徹底すること。
- 2 業務の履行にあたり、仕様書及び承諾を得た業務日程及び業務要領に従って行い、かつ、必要な記録をすること。
- 3 清掃前、清掃後及び消毒中のカラー写真を撮影すること。
- 4 業務実施中、異常を認めた時は、速やかに監督員に報告するとともに異常原因の究明を行い適切な処置を講じること。
- 5 受注者は、業務の履行に伴い発生するごみ、汚泥その他の発生材は関係法令等に従い適切に処理すること。ただし、監督員の指示するものについては、指定する場所に保管すること。

第 11 業務報告書

報告書は、清掃業務記録、検査業務記録及び写真等とし、発注者が指示する期日までに作成し提出すること。

第 12 委託料の支払い

委託料は、業務完了後一括して支払うものとする。

第 13 検査

受注者は、業務が完了したときは、監督員による検査を受けること。

別表第1 清掃業務標準

1 清掃	<p>①貯水槽内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。</p> <p>②洗浄に用いた水は、完全に貯水槽外に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行う。</p> <p>③清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらい錆等が貯水槽内に流入しないようにする。</p>
2 消毒	<p>①清掃終了後、塩素剤を用いて貯水槽内の消毒を行う。</p> <p>②消毒薬は、有効塩素50～100ppmの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。</p> <p>③消毒は、貯水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹付けるか、ブラシ等を利用して行う。</p> <p>④消毒に用いた薬剤は、完全に貯水槽外に排除する。</p> <p>⑤消毒終了後は、貯水槽内に人の立入りを禁止する措置を講じる。</p>
3 水張り	<p>①消毒後の水洗及び貯水槽内への上水の注入は、消毒終了後、30分程度経過してから行う。</p>

別表第2 点検・検査業務標準

点検項目	点 検 内 容
1 基礎	①亀裂、沈下等の有無を点検する。 ②架台の発錆、腐食等の劣化の有無を点検する。
2 本体	①外部の水漏れ及び発錆、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。 ②上部にほこり等が堆積し、汚れがある場合は清掃する。 ③内面の腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。 ④マンホールの密閉状態及び施錠の良否を点検する。
3 付属装置 ア ボールタップ、定水位弁、電磁弁等 イ 水位制御電極及び警報装置	①浸水及び変形、損傷等の劣化の有無並びに作動の良否を点検する。 ②水の供給を停止したとき、水漏れのないことを確認する。 ①汚れ及び腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。 ②作動の良否を点検する。
4 付属配管	①変形、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。 ②防虫網の詰まり及び腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。詰まりがある場合は清掃する。
5 水質検査	①貯水槽の水張り終了後、貯水槽における水について、色度、濁度、臭気、味等について検査し、残留塩素の測定を行う。